

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

## 告 示

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件) (NPO活動促進室) 一
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認 (農業振興課) 一
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 一
- 建設業の営業の停止(二件) (事業管理課) 二
- 道路の区域変更 (道路課) 二
- 平成二十年度自衛官の募集 (市町村課) 三
- 外部監査人の監査の事務の補助 三

## 告 示

○宮城県告示第九百九十三号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年十月十七日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 仙台YMCAファミリーセンター

一 代表者の氏名 大野 浩悦

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区立町九番七号

三 定款に記載された目的 この法人は、キリスト教精神に基づき、仙台市及びその周辺の青少年の心身の健全な成長をはかり、奉仕の精神を養い、福祉社会の形成に

寄与することを目的とする。  
四 申請のあつた年月日 平成二十年九月二十九日

○宮城県告示第九百九十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人オリカ

一 代表者の氏名 渡邊 美智子

二 主たる事務所の所在地 仙台市若林区上飯田一丁目三番二十九号

三 定款に記載された目的 この法人は、年齢や障害の程度を問わず、支援を要する人に対して、食事の提供や生活支援・リハビリに関する事業を行い、様々な事情により支援を要する人を支え、またそれによって地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年十月六日

○宮城県告示第九百九十五号 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号。以下、「法」という。)第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十年十月十七日

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所 宮城県知事 村 井 嘉 浩

栗つこ農業協同組合

二 農地保有合理化事業の実施地域 栗原市志波姫堀口見渡一番地

三 農地保有合理化事業の種類 栗原市における農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された地域をいう。)(の区域

四 変更の承認年月日 平成二十年十月十日

○宮城県告示第九百九十六号

農地売買等事業(法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。)

農地保有合理化事業の種類

栗原市における農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された地域をいう。)(の区域

農地売買等事業(法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。)

農地保有合理化事業の種類

栗原市における農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された地域をいう。)(の区域

農地売買等事業(法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。)

農地保有合理化事業の種類

栗原市における農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された地域をいう。)(の区域

農地売買等事業(法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。)

農地保有合理化事業の種類

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成二十年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市太白区長町字越路一九の三（次の図に示す部分に限る）、一九の二四二五、一九の二四二七、一九の二四二八

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百九十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。  
平成二十年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

平成二十年十月九日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 和田工業株式会社 和田 祐二	主たる営業所の所在地 石巻市大街道西一丁目二番二十号	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 特・十八 第十九号
-------------------------------------	-------------------------------	--------------------------------------

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業における営業のうち公共事業に係るもの

2 営業停止期間

平成二十年十月二十三日から同年十一月五日までの十四日間

四 処分の原因となった事実

宮城県東部下水道事務所が発注した石巻東部浄化センター中央管理棟耐震工事において、無許可業者の個人事業主と法に定める金額を超える範囲で下請契約を締結したことは、第二十八条第一項第六号に該当し、また、その事実を隠蔽するために施工体制台帳及び施工体系図に虚偽の記載をしたことは、同法第二十八条第一項第二号に該当する。

○宮城県告示第九百九十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。  
平成二十年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

平成二十年十月九日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 建築オオシマ 大嶋 義治	主たる営業所の所在地 多賀城市伝上山一丁目八番七号	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
-----------------------------------	------------------------------	----------------------

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

2 営業停止期間

平成二十年十月二十三日から同年十月二十五日までの三日間

四 処分の原因となった事実

宮城県東部下水道事務所が発注した石巻東部浄化センター中央管理棟耐震改築工事において、法第二十八条第一項による許可を受けていないにもかかわらず、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない下請工事を請け負ったこと。

○宮城県告示第九百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年十月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土

本事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大塩小野停車場線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
東松島市矢本字不動沢二七九番三地先から 同市矢本字館下五九番三地先まで	敷地の幅員 (メートル) 六・〇～九・四	敷地の延長 (メートル) 二八〇・〇
	一・一・四 一・四・〇	二八〇・〇

### 公 告

○自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の募集期間、試験期日、試験種目並びに試験場の位置及び名称を、次のとおり定める。

平成二十年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 募集種目  
二等陸士、二等海士及び二等空士(男子)
- 二 募集期間  
平成二十年十月二十日(月)から同年十一月二十五日(火)まで
- 三 試験期日  
平成二十年十一月二十九日(土)及び同月三十日(日)(いずれか一日)
- 四 試験種目  
筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査
- 五 試験場の位置及び名称  
仙台市宮城野区南目館一番一号 陸上自衛隊仙台駐屯地  
多賀城市丸山二丁目一番一号 陸上自衛隊多賀城駐屯地

### 監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月17日

宮城県監査委員 畠 山 和 純  
 宮城県監査委員 袋 遊 正  
 宮城県監査委員 佐 勘左衛門  
 宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

大 西 正 祐 大阪府東大阪市御厨西ノ町1丁目1番28号

芝 原 希代子 大阪府吹田市千里山西2丁目16番10号

大 隅 憲 治 大阪府大阪市阿倍野区相生通1丁目5番33-318号

新 美 篤 志 大阪府吹田市豊津町45番13-302号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成20年10月14日から平成21年3月31日まで